

第4章 施策の展開

1 施策の全体体系

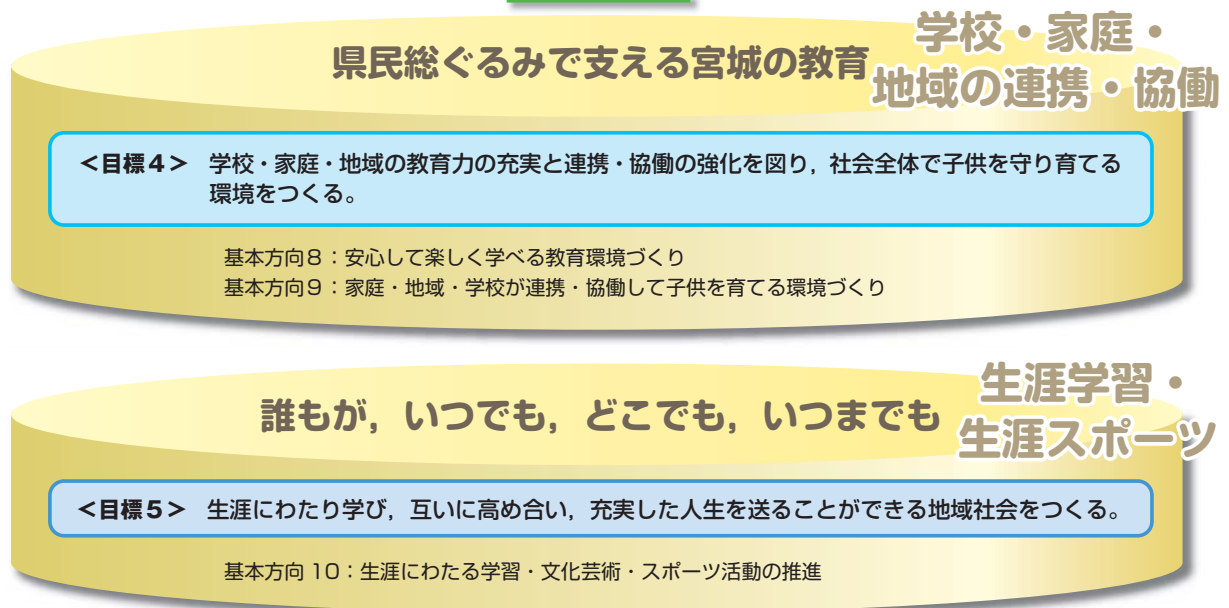
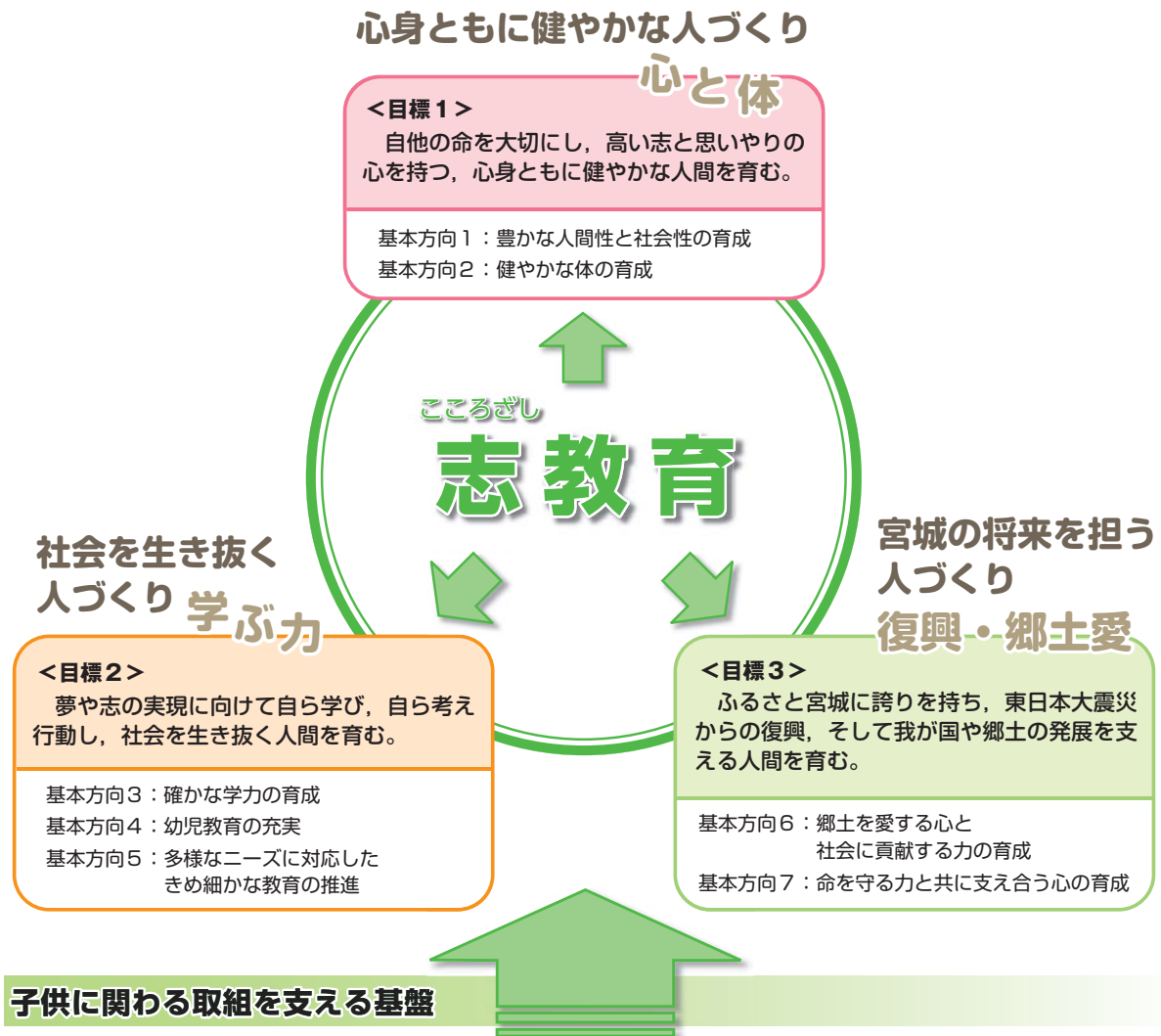
本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を10の「基本方向」に分け、全部で35の取組を実施します。また、そのうち16の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。



(施策の全体体系イメージ図)

子供に関わる取組



(発達段階における取組イメージ)

	生涯学習等	
	学校教育	
	就学前	義務教育
	特別支援教育	
子供に関わる取組		
<目標1> 自他の命を大切に、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。		
心身ともに健やかな人づくり 【心と体】	<p>基本方向1 (1) 生きる力を育む「志教育」の推進 高い志と豊かな心を持った人づくり、発達段階に応じた</p> <p>基本方向1 (2) 思いやりがあり感性豊かな子供の育成 道徳教育、コミュニケーション能力の育成、自然体験</p> <p>基本方向1 (3) いじめ・不登校等への対応、心のケア 「行きたくない学校」づくり、教育相談体制の充実</p> <p>基本方向2 (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 楽しく運動ができる取組、運動習慣の確立、学校体育の充実</p> <p>基本方向2 (2) 食育の推進 健全な食生活と心身の健康増進、食材の理解と食文化の継承、地域の生産者との交流、栄養</p> <p>基本方向2 (3) 心身の健康を育む学校保健の充実</p>	
<目標2> 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。		
社会を生き抜く人づくり 【学ぶ力】	<p>基本方向3 (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長 主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力の育成、基本的生活習慣の確立、「分かる授業」づくり、優れた才能や個性を</p> <p>基本方向3 (2) 国際理解を育む教育の推進 小学校</p> <p>基本方向3 (3) ICT(情報通信技術)教育の推進 情報モラル教育を含む情報教育の充実、教科指導にお</p> <p>基本方向3 (4) 社会形成・社会参加に関する教育(シチ)</p> <p>基本方向3 (5) 環境教育の推進 自然を生かした体</p> <p>基本方向4 (1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 「学ぶ土台づくり」の推進、家庭教育支援等</p> <p>基本方向4 (3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり 幼児教育から高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づ</p> <p>基本方向4 (2) 幼児教育の充実のための環境づくり 幼・保・小の連携強化、小学校への円滑な接続、幼稚園教員・保育</p> <p>基本方向5 (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づ</p> <p>基本方向5 (2) 多様な個性が生かされる教育の推進 子供の力を最大限に伸ばす教育の推進、一人一人の特性に応じた適</p>	
<目標3> ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。		
宮城の将来を担う人づくり 【復興・郷土愛】	<p>基本方向6 (1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成 自国や郷土の歴史への関心と理解を深める教育、文化を継承す</p> <p>基本方向6 (3) 宮城の将来を担う人づくり 将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度の育成、地域を支</p> <p>基本方向7 (1) 系統的な防災教育の推進 発達段階に応じた系統的な防災教育の推進、県全体での防災教育の実践と成果の共有、学校と地域が連携した防災教育の推</p> <p>基本方向7 (2) 地域と連携した防災・安全体制の確立 防災主任・安全担当主幹教諭を中心とした学校防災マニュアルの見直しや地域合同防災訓練の実施等、学校を含めた地域の</p>	
子供に関わる取組を支える基盤		
<目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。		
県民総ぐるみで支える宮城の教育 【学校・家庭・地域の連携・協働】	<p>基本方向8 (1) 教員の資質能力の総合的な向上 教員採用選考の改善、人事異動の在り方の工夫・改善</p> <p>基本方向8 (2) 教職員を支える環境づくりの推進 学校業務の精選・見直し、専門スタッフ等による支援</p> <p>基本方向8 (3) 学びのセーフティネットの構築に向け 総合的な子供の貧困対策の推進、多様なニーズに応じ</p> <p>基本方向8 (4) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 学校評価の充実、地域人材の積極的な活用、「社会に開</p> <p>基本方向8 (5) 学校施設・設備の整備充実 震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建、非構造部材の耐震化の促進等</p> <p>基本方向8 (6) 私学教育の振興 各種助成措置などの支援、公立学校との教員の人事交流や研修・研究などの積極的な取</p> <p>基本方向9 (1) 家庭の教育力を支える環境づくり 親としての「学び」と「育ち」の支援、家庭教育支援体制の充実、家</p> <p>基本方向9 (2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進 「地域学校協働活動」の推進、「地域学校協働本部」の組織化の推進、コミュニティ・スクールの推進、みやぎ教育応援団</p> <p>基本方向9 (3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり 地域ぐるみの学校安全体制の整備、情報機器の利便性と危険性</p>	
<目標5> 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。		
誰もが、いつでも、どこでも、 いつまでも 【生涯学習・生涯スポーツ】	<p>基本方向10 (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり、「学び</p> <p>基本方向10 (2) 多様な学びによる地域づくり 多様な学習成果の実践や活動への参画を通じた地域コミュニティの活性化</p> <p>基本方向10 (3) 文化芸術活動の推進 個性・感性・創造性を育む環境づくり、文化芸術活動を担う人材・団体の育成、文</p> <p>基本方向10 (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 県民主体の地域のスポーツ環境の整備、「する、みる、支える」活動による生涯にわたるスポーツへの取組の推進、県有ス</p> <p>基本方向10 (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進 プロスポーツや企業スポーツの更なる定着促進、競技スポーツ</p>	

*基本方向ごとに、主に注力して取り組む発達段階を図示したものです。

生涯学習等		
学校教育		
義務教育	高等学校	
特別支援教育		
<p>た確かな「心」の成長、NPO等民間団体と学校との連携強化、みやぎの先人集「未来への架け橋」の活用 等</p> <p>ボランティア活動、社会性・協調性・自立性等の人間関係形成能力の育成、文化芸術活動、読書環境の整備 等の充実</p> <p>未然防止、早期発見・早期対応、心のケアの長期的・継続的な取組 等</p> <p>運動部活動の体制整備 等</p> <p>教諭・学校栄養職員の資質向上、「食の大切さ」に関する情報発信 等</p> <p>学校保健計画の策定、学校保健・保健教育の充実 等</p>		
<p>伸ばす教育、小・中・高等学校の連携強化、学力・学習状況調査の一層の活用 等</p> <p>段階からの外国語活動の推進、英語力の向上に向けた教育の充実、国際的視野を深める体験活動等の充実 等</p> <p>けるICT活用「MIYAGI Style」の推進、快適にICTを活用できる基盤の構築 等</p> <p>ズンシブ教育)の推進 民主主義を支える一員であることを理解・実践するために必要な知識・スキル・価値観の育成 等</p> <p>験活動、生命を尊重し自然を愛する心の育成 等</p>		
<p>くりの推進 等</p> <p>士等の資質向上 等</p> <p>くり、個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり、共生社会の実現に向けた地域づくり 等</p> <p>切な配慮・支援、多様な個性を尊重し互いに認め合う態度の育成 等</p>		
<p>る人材の育成、郷土を愛する心の育成、発信力・コミュニケーション能力・社会貢献の意識を持つグローバル人材の育成 等</p> <p>える人材・国際社会で活躍する人材の育成と支援、職業や進路に関する啓発的な取組の推進、専門的職業人の育成 等</p> <p>進、震災の教訓を後世に伝える人材の育成、震災の教訓を次世代に継承する取組の推進 等</p> <p>防災力の向上と地域社会の安全・安心の一層の充実、学校施設の防災機能整備の推進、学校安全活動の活性化と充実 等</p>		<p>基本方向6(2) 文化財の保護と活用 保存修理や土地の公有化、後継者育成や技術研さんの支援、地域活性化のための効果的な活用 等</p>
<p>学び続けるための体系的な教員研修の改善・充実、若手職員への知識・技能の伝承、新たな人事評価制度の確立 等</p> <p>学校事務の共同化、教務補助職員の配置、学校運営支援統合システムの利用促進、健康管理対策の充実 等</p> <p>た学習環境の整備充実</p> <p>た学習機会の確保、奨学金制度等による支援の継続、NPO等民間団体との連携強化 等</p> <p>かれた教育課程」の実践、県立高校将来構想の策定、定時制・通信制高校教育の充実、入学者選抜制度の検証・改善 等</p>		
<p>組 等</p> <p>庭教育支援団体との連携促進、社会全体で子供の成長を支えていくための気運醸成、基本的生活習慣の確立 等</p> <p>などの活用、家庭・地域・学校のより良い関係づくり、交流の場(プラットフォーム)の設置の推進 等</p> <p>についての理解促進、放課後児童クラブや放課後子供教室の計画的な整備、安心で安全なまちづくりの推進 等</p>		
<p>と実践の循環」の形成、「生涯学習プラットフォーム」の構築、社会教育施設を拠点とした地域住民の自発的な学習や交流等の場の提供 等</p> <p>生涯学習を支える地域リーダーの育成、文化・芸術団体とスポーツ団体が共同して活動できる環境づくり 等</p> <p>化芸術に触れる機会づくり 等</p> <p>スポーツ施設の整備やスポーツに関する情報提供などの条件整備、アダプテッド・スポーツの普及・強化 等</p> <p>の選手育成強化や支援体制の整備、トップアスリート・指導者に対する評価、キャリアを生かしたセカンドライフ支援 等</p>		

2 施策の基本方向

目標1：自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成

方向性

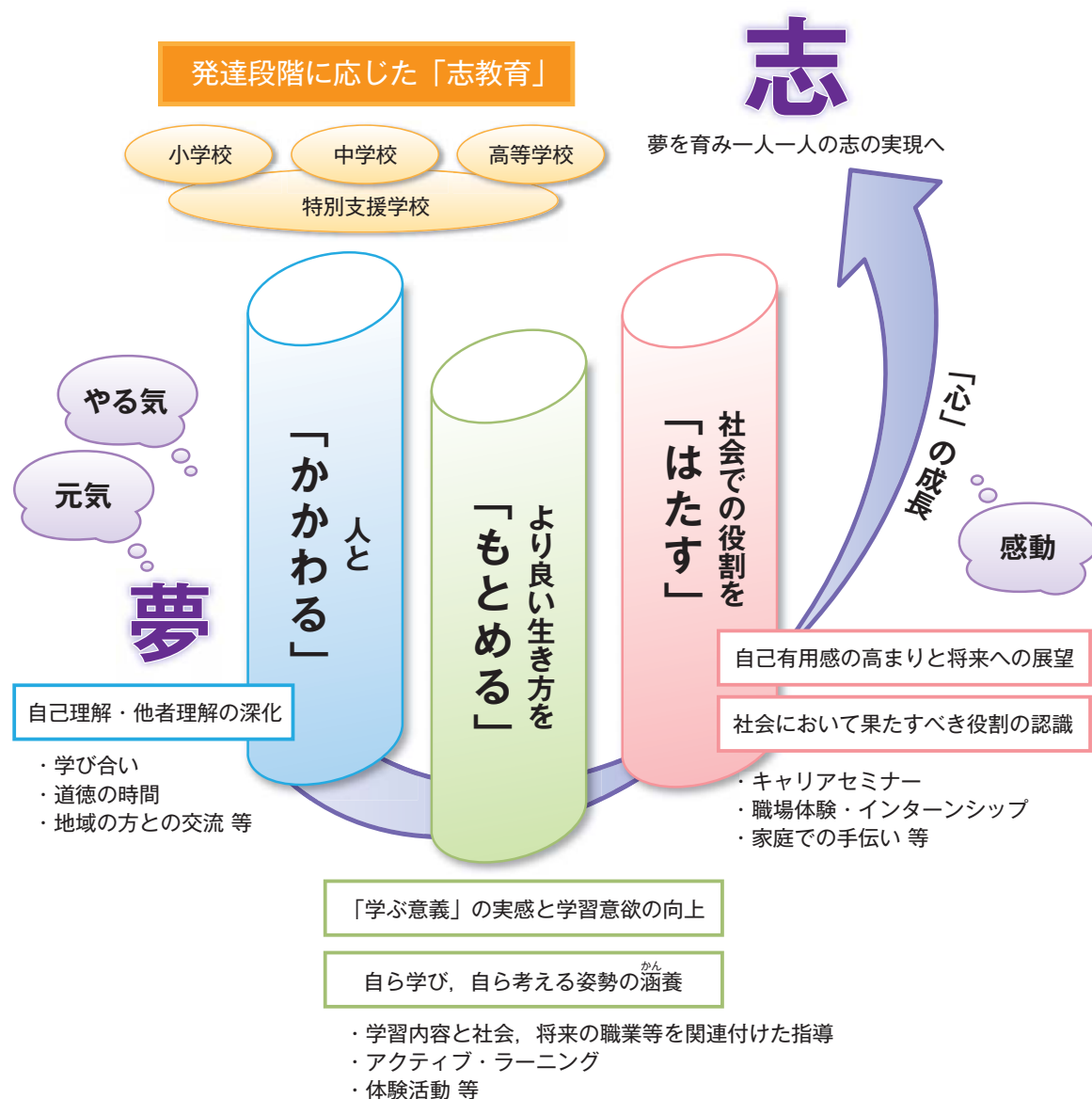
- 本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、社会性や勤労観、職業観の涵養^{かん}を図るとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、知・徳・体のバランスの取れた人格の形成を促し、生きる力を育みます。
- 道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通して、自他の命を大切にし、互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- 本県の喫緊の課題である、いじめ、不登校等について、関係機関との連携を一層強化するとともに、関係者がチームとして、未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。また、震災による様々な環境の変化などに伴う子供たちの心のケアに、きめ細かく対応します。

(1) 生きる力を育む「志教育」の推進

重点的取組1

- 小学校段階から児童生徒の発達段階に応じ、系統的な教育活動を通じて「志教育」を一層推進し、人や社会と関わる中で、社会性、勤労観を養い、自らの在り方や生き方について主体的に探求させるとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、より良い未来を創造する高い志と豊かな心を持った人づくりを進めます。
- 「志教育」を継続、発展して推進し、集団や組織の中で自己の役割を果たすことを通じて自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、社会の一員として他者や社会に貢献しようとする心などを育み、発達段階に応じた確かな「心」の成長を目指します。
- 震災を通じて活発化したNPO等民間団体と学校との連携強化を図り、「志教育」を推進します。
- みやぎの先人集「未来への架け橋」を活用し、本県ゆかりの先人の活躍に触れ、その考え方や生き方を学ぶことを通じて「志教育」を推進します。

〈「志教育」の推進〉



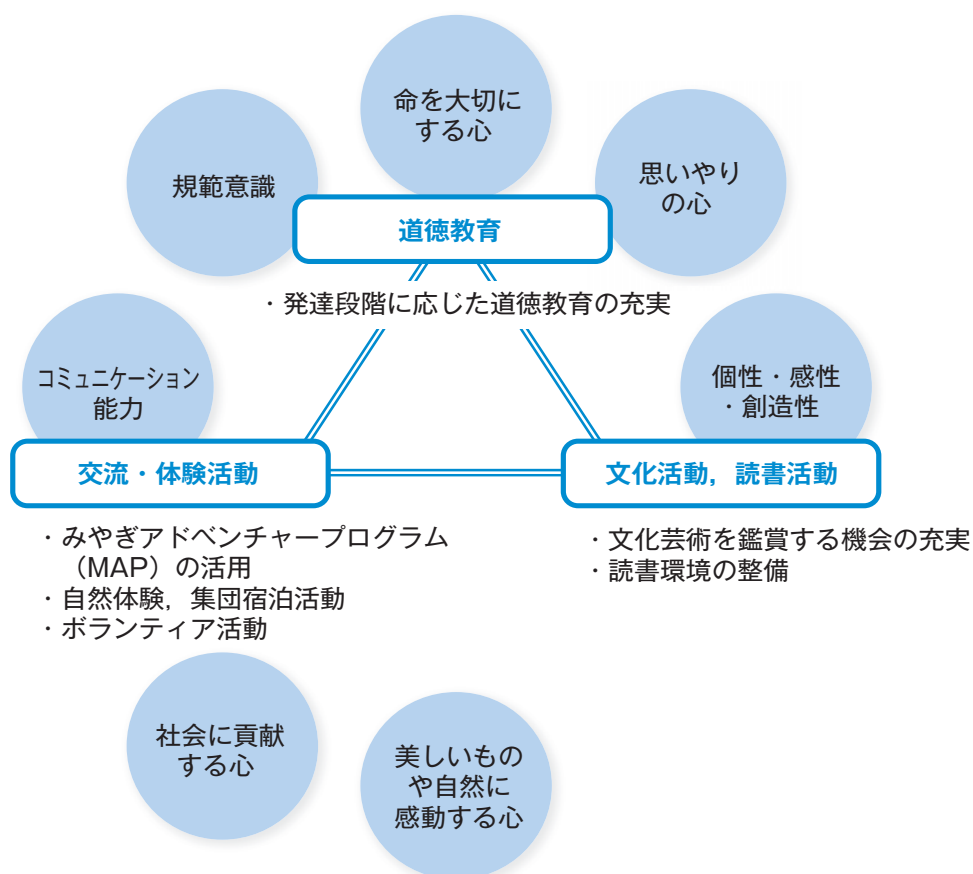
(2) 思いやりがあり感性豊かな子供の育成

重点的取組2

- 自他の命を大切にし、互いに尊重し合う心や思いやりの心、社会の一員としての規範意識を育てる道徳教育に取り組むとともに、「志教育」の充実を図り、目標を持って学ぶ態度やより良い人間関係を築く力を育みます。
- 経験したことや考えたことを自分自身の言葉で表現するとともに、相手の言葉を理解しようとする意欲や態度を重視した活動である「みやぎアドベンチャープログラム (MAP) *18」などを通して、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に取り組みます。
- 各地にある自然の家等での自然体験や集団宿泊活動、各種のボランティア活動等を通して、感性を豊かにするとともに、社会性、協調性、自立性等の人間関係形成能力を育みます。

- 優れた文化芸術を鑑賞する機会や発表，交流の場の充実を図るなど，文化芸術活動を通して豊かな人間性を形成し，個性，感性及び創造性を育みます。
- 家庭，地域，学校，図書館等が連携・協力し，読書の意義の理解促進と積極的な読書環境の整備を推進し，子供たちの読書への関心を高め，読書の楽しさや面白さを広めることにより，豊かな心を育みます。

〈思いやりがあり感性豊かな子供の育成〉



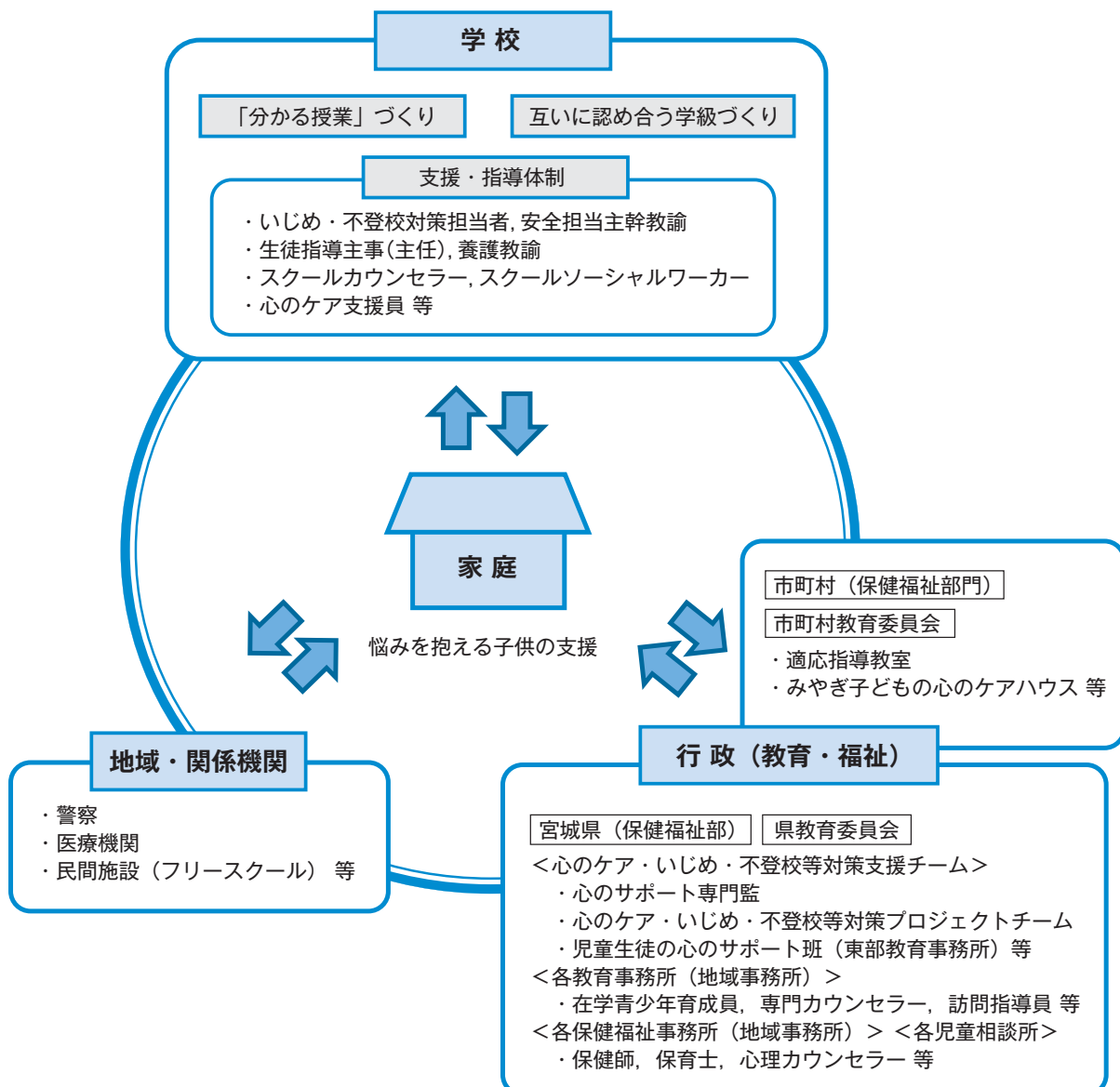
(3) いじめ・不登校等への対応，心のケアの充実

重点的取組3

- 学ぶことの楽しさや意欲を育む「分かる授業」の実践や互いに認め合う学級づくり，道徳教育，学校行事を含む特別活動等の体験活動などを通してより良い人間関係づくりに取り組むことにより，自己肯定感や自己有用感を育み，学校生活に対する充実感を高め，全ての児童生徒が「行きたくなる学校」づくりを目指します。
- 市町村や学校，教育事務所などに専門的知識・経験を有するスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーなどを配置・派遣するとともに，教職員の生徒指導や教育相談に関する専門的・実践的な研修を実施し，教育相談体制の充実を図ります。

- 心理や福祉等の専門家や、児童相談所、医療機関及び警察などの関係機関、地域、民間施設（フリースクール^{*19}等）と連携し、「チーム学校」としていじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応及び継続的な指導、支援に取り組みます。
- 学校外の教育相談・登校支援の拠点として市町村が設置する適応指導教室や、アウトリーチ機能を持つ「みやぎ子どもの心のケアハウス」等を支援するなど、休みがちな児童生徒を含めた不登校児童生徒の自立支援に取り組みます。
- スポーツや文化芸術の力も生かしながら、被災した子供たちに対するきめ細かな心のケアを長期的・継続的に取り組みます。
- 心の健康に関する総合的な知識や、自らの心の不調等に気付く能力、心の健康に役立てる態度や行動を育みます。

〈いじめ・不登校等、心のケアに関する体制イメージ〉



〈基本方向1〉

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生	85.6% 71.2% (H28年度)	90.0% 75.0% (H32年度)	義務教育課
「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合 (%) 小学6年生 中学3年生	92.7% 91.8% (H28年度)	95.0% 95.0% (H32年度)	義務教育課
体験学習（農林漁業）に取り組む小学校の割合 (%)	86.3% (H27年度)	90.0% (H32年度)	義務教育課
不登校児童生徒の在籍者比率 (%) 小学校 中学校 高等学校	0.47% 3.53% 2.40% (H27年度)	0.30% 3.00% 1.30% (H32年度)	義務教育課 高校教育課
不登校児童生徒の再登校率（小・中） (%)	29.2% (H27年度)	40.0% (H32年度)	義務教育課
「不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている」と答えた小・中学校の割合 (%) 小学校 中学校	89.3% 12.4% (H28年度)	100% 100% (H32年度)	義務教育課

※ 18 「みやぎアドベンチャープログラム（MAP）」:

課題解決型体験学習法の一つであるプロジェクトアドベンチャーの考え方や手法を取り入れた県独自の教育方法（プロジェクトアドベンチャー：グループでの冒険活動を通じて、チームワーク、信頼感、コミュニケーション能力、チャレンジ精神などを学び、他者理解と自己理解を進めて、個人の成長と人間関係の改善を目指すプログラム）。

※ 19 「フリースクール」:

不登校の子供たちなどが学習指導を受けたり、体験活動をしったりする民間施設。



職場体験学習「先輩の話を聞く会」



医師を志す高校生支援事業



みやぎ中学生いじめ問題を考えるフォーラム

目標1：自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

基本方向2 健やかな体の育成

方向性

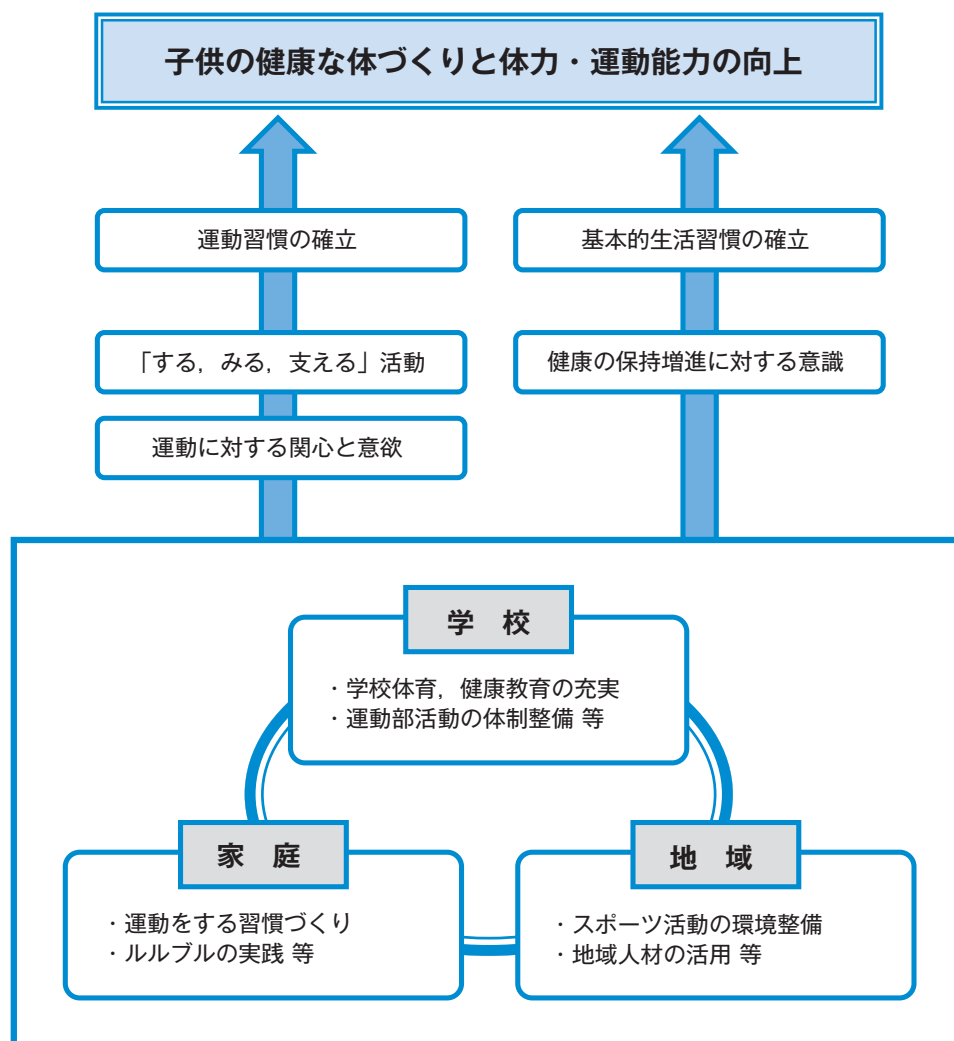
- 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、教育活動全体を通じて子供たちの心身の健康の保持増進を図ります。また、体を動かす楽しさや喜びを感じることを通して、運動習慣の定着につなげるとともに、学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組みます。
- 食を通した心身の健全な育成に向けて、子供の頃から食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の総合的な推進を図ります。
- 児童生徒の心身の健康を保持増進させるため、家庭、地域の関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。

(1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

重点的取組4

- 健康な体づくりのため、ルルブル運動^{*20}などを通して子供の基本的な生活習慣の定着を図るとともに、体力・運動能力は、幼児期からの運動遊びに大きく影響されることから、子供の成長段階に応じて楽しく運動ができる取組や、運動習慣の確立に向けた取組を推進します。
- 学校教育活動全体を通じて、発達段階に応じた指導を適切に行い、児童生徒の心身の健康の増進を図るとともに、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、体力・運動能力の向上に向けた学校体育の充実を図ります。
- 児童生徒の体力低下の原因を踏まえ、運動や健康維持の重要性、外遊びの大切さ、スポーツの楽しさなどを児童生徒及び保護者に発信し、体力・運動能力の向上、健康の保持増進に対する意識の高揚を図ります。
- 学校の運動部活動は、児童生徒の体力・運動能力の向上に有効であるとともに、児童生徒の自主性、協調性及びフェアプレー精神を育むなど教育的効果も大きいことから、過度な負担にならないよう留意しつつ、地域人材の活用なども含め、児童生徒が興味関心のあるスポーツに取り組める体制の整備を図ります。
- 2020東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、“スポーツを「する、みる、支える」活動”の一層の充実を図ります。

〈子供の健康な体づくりと体力・運動能力の向上〉



(2) 食育の推進

- 本県の多彩で豊富な食材や地域の伝統的な食文化を生かしながら、健全な食生活と心身の健康増進及び食材の理解と食文化の継承を通じた豊かな人間形成を目指し、次世代へ伝えつなげる食育を総合的に推進します。
- 児童生徒が主体的に望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校給食を生きた教材として活用し、各教科との関連を図りながら「食に関する指導に係る全体計画」に沿って年間指導計画を整備し、食育を推進します。
- 宮城の食材を使用した地域の伝統的な郷土料理や行事食を積極的に学校給食に取り入れるとともに、農林漁業体験や収穫した野菜を使用した調理実習などの機会を設けて地域の生産者との交流にも取り組むなど、宮城の食材や食文化についての理解と関心を深めます。

- 学校において、食に関する指導に当たる栄養教諭を配置し、食育や食に関する指導体制の整備を進めるとともに、栄養教諭及び学校栄養職員の専門職としての知識や技術に関する研修を行い、その資質の向上を図ります。
- 食に関する基本的な知識や所作を身に付ける場として、家族などと一緒に食卓を囲むことの意義など、「食の大切さ」に関する情報発信を推進します。

(3) 心身の健康を育む学校保健の充実

- 各学校において、児童生徒に対する健康診断、環境衛生検査、保健教育等に関する学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。
- 学校の教育活動全体を通じて、子供たちに自分の心と体に関心を持たせ、食事・睡眠・運動の大切さを理解させるため、保健教育の充実を図ります。

〈基本方向2〉

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離（ポイント） 小学5年生（男） 小学5年生（女） 中学2年生（男） 中学2年生（女）	-0.86 ポイント -0.53 ポイント -0.05 ポイント -1.55 ポイント (H28年度)	0.1 ポイント 0.1 ポイント 0.1 ポイント 0.1 ポイント (H32年度)	スポーツ健康課
学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合（％）	26.8％ (H27年度)	40.0％ (H32年度)	農産園芸環境課

※ 20 「ルルブル運動」：

「早寝・早起き・朝ごはん」などの規則正しい生活リズムや外遊びなど、子供の健やかな成長に必要な「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）」の普及啓発を図るため、家庭のみならず、学校・地域・企業・民間団体などがお互いに協力し、社会全体で進めている本県独自の取組。



ルルブル親子スポーツフェスタ



長なわ跳びをする小学生



みやぎまるごとフェスティバル

目標2：夢や志の実現に向けて自ら学び，自ら考え行動し，社会を生き抜く人間を育む。

基本方向3 確かな学力の育成

方向性

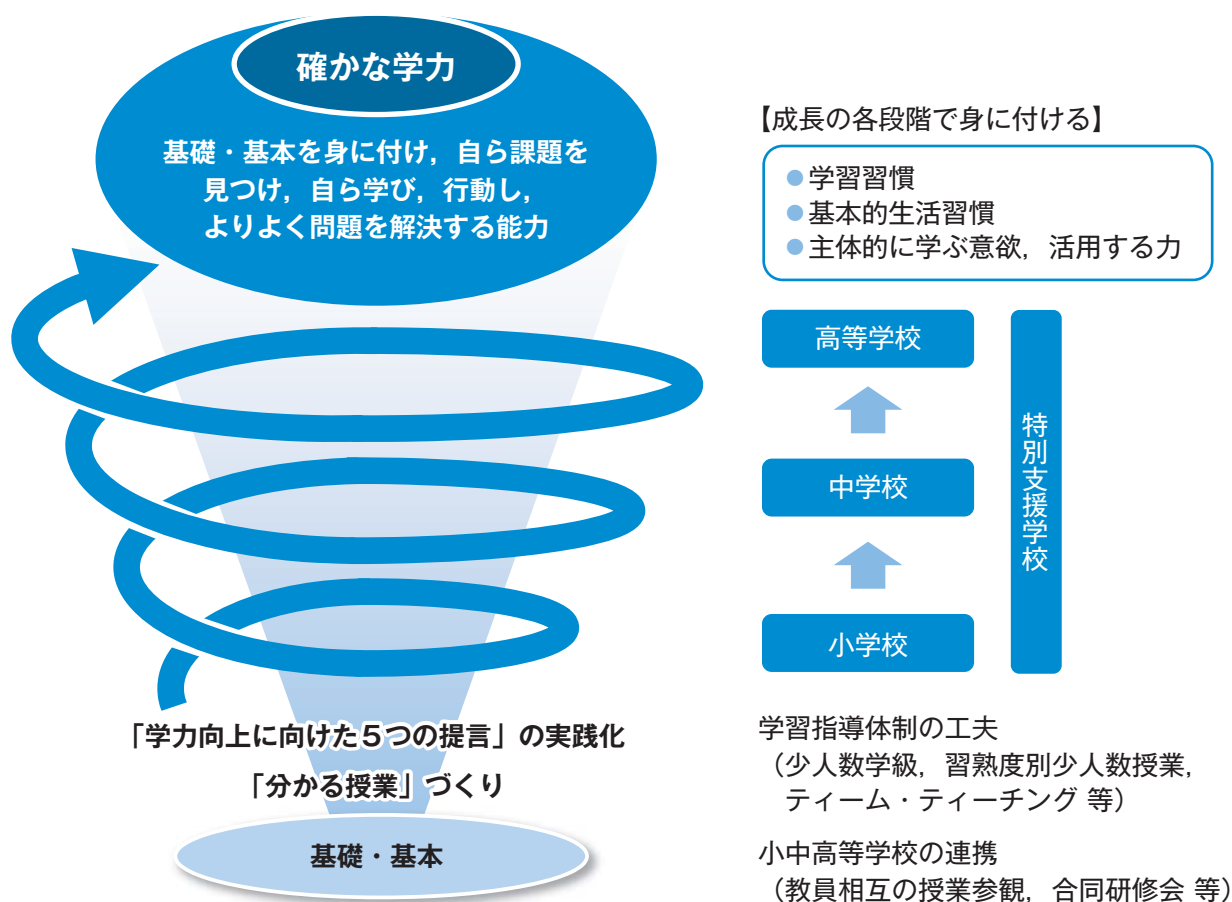
- 子供たちが分かる喜びや楽しさを実感し，充実した学校生活を送り，一人一人が志を抱いて希望する進路を実現していくため，自らの可能性を最大限伸ばせるよう，基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに，創造的な思考力を育て，学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」を育成します。
- 国際化が進展する中で，日本人としてのアイデンティティや他国の文化を理解する姿勢と，相互の違いを理解した上で，世界の人々と積極的にコミュニケーションが行える能力を育成するとともに，その手段の一つとして英語教育を推進します。
- 急激な社会の変化の中，ICT教育，シチズンシップ教育^{*21}，環境教育等を通して，社会への対応力，生き抜くための力を育成します。

(1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長

重点的取組5

- 家庭との密接な連携のもと，児童生徒の学習習慣の定着を図るとともに，主体的・対話的で深い学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や，教育活動全体を通じた「志教育」の推進などにより，学ぶ意義や有用性を実感させ，児童生徒の主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力を育みます。
- 学力の土台となる子供の基本的な生活習慣の確立に向けて，ルルブル運動をはじめとした取組を推進するとともに，携帯電話やスマートフォンなどを適切に利用するための注意喚起を図る取組を行います。
- 学年段階や児童生徒一人一人の習熟状況に応じて，少人数学級のほか習熟度別少人数授業やティーム・ティーチング^{*22}などの学習指導体制の工夫を図り，「分かる授業」づくりに取り組みます。また，一人一人の長所や強みを最大限に生かす視点を持ち，優れた才能や個性を伸ばす教育を実践します。
- 異校種間で教員相互の授業参観や合同研修会を実施するなど，学びの連続性を踏まえ，小・中・高等学校及び特別支援学校の連携強化を図ります。
- 児童生徒の学習状況を把握し，PDCAサイクル^{*23}に基づいた授業改善を推進するため，学力・学習状況調査の一層の活用を行います。

〈確かな学力の育成〉



(2) 国際理解を育む教育の推進

- 他国の文化、生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための能力や態度を育成するため、教員研修や外国語指導助手の適切な配置、デジタル教材の活用などにより小学校段階からの外国語活動を推進するとともに、小学校、中学校及び高等学校を通じ、国際共通語である英語力の向上に向けた教育の充実を図ります。
- 外国人との交流活動や海外留学など、国際的視野を広める体験活動等の充実を図ります。
- 帰国・外国籍児童生徒など日本語の理解が不十分な児童生徒に対し、日本語指導の教員の配置や学習面及び学校生活面におけるきめ細かい支援を行います。

(3) ICT（情報通信技術）教育の推進

- 発達段階に応じた情報モラル教育を含む情報教育の充実を図り、情報化社会・グローバル社会において、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質である情報活用能力を身に付け、自ら学び・考え・行動する児童生徒を育成します。
- 分かりやすく、深まる授業を実現し、子供たちの「確かな学力」を育成するため、ICTを効果的・効率的に活用する授業スタイルである「MIYAGI Style^{※24}」を推進し、教員のICT活用指導力の向上とともに教科指導におけるICT活用を進めます。
- 校務の情報化や高度化する教育の情報化を支えるため、情報システムや機器及びネットワークなどの学校におけるICT教育環境の整備を促進し、教育の質の向上や安心、快適にICTを活用できる基盤の構築を推進します。

(4) 社会形成・社会参加に関する教育（シチズンシップ教育）の推進

- 児童生徒一人一人が、社会や政治に対する関心や判断力を持ち、民主主義を支える一員であることを理解・実践するために必要な知識・スキル・価値観を身に付けられるよう、シチズンシップ教育を推進します。

(5) 環境教育の推進

- 宮城の豊かな自然を生かした体験活動などを通じて、人間と環境との関わりについて理解を深め、生命を尊重し自然を愛する心を育む、地域に根ざした環境教育を推進します。また、環境問題を自らの問題として、地域の環境から課題を発見し、主体的・協働的に解決する態度や、進んで環境に配慮しようとする態度を養います。

※ 21 「シチズンシップ教育」:

市民としての資質・能力を育成するための教育。他人を尊重すること、個人の権利と責任、人種・文化の多様性の価値など、社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な能力を身に付けさせる。

※ 22 「ティーム・ティーチング」:

複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたること。

※ 23 「PDCAサイクル」:

Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動に当たって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方。

〈基本方向3〉

目標指標	現況値	目標値	担当課室
「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合（％） 小学6年生 中学3年生 高校2年生	80.0％ 71.6％ 50.1％ (H28年度)	83.0％ 76.0％ 54.0％ (H32年度)	義務教育課 高校教育課
全国平均正答率とのかい離（ポイント） 小学6年生 中学3年生	-5ポイント 0ポイント (H28年度)	0ポイント以上 0ポイント以上 (H32年度)	義務教育課
児童生徒の家庭等での学習時間（％） 小学6年生：30分以上の児童の割合 中学3年生：1時間以上の生徒の割合 高校2年生：2時間以上の生徒の割合	90.7％ 66.2％ 13.3％ (H28年度)	93.0％ 69.0％ 20.0％ (H32年度)	義務教育課 高校教育課
「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合（％） 小学5年生 中学2年生 高校2年生	4.8％ 15.2％ 27.1％ (H28年度)	2.0％ 10.0％ 20.0％ (H32年度)	教育企画室 義務教育課 高校教育課
英検相当級を取得している生徒の割合（％） 中学3年生（3級程度以上） 高校3年生（準2級程度以上）	32.0％ 30.4％ (H27年度)	55.0％ 55.0％ (H32年度)	義務教育課 高校教育課
県立学校での一斉学習における「MIYAGI Style」の実施校数（校）	11校 (H27年度)	50校 (H32年度)	教育企画室

※ 24 「MIYAGI Style」:

「教科指導におけるICTの活用」として、今後、県立学校や市町村教育委員会に対し、普及や定着を目指していく県教育委員会としての提案のこと。

ICTを活用した学習形態には、「一斉学習」、「協働学習」、「個別学習」があり、本県においては、比較的取り入れやすい一斉学習から取り組む「MIYAGI Style（みやぎスタイル）」を本県の「教科指導におけるICT活用」のベースラインとするもの。

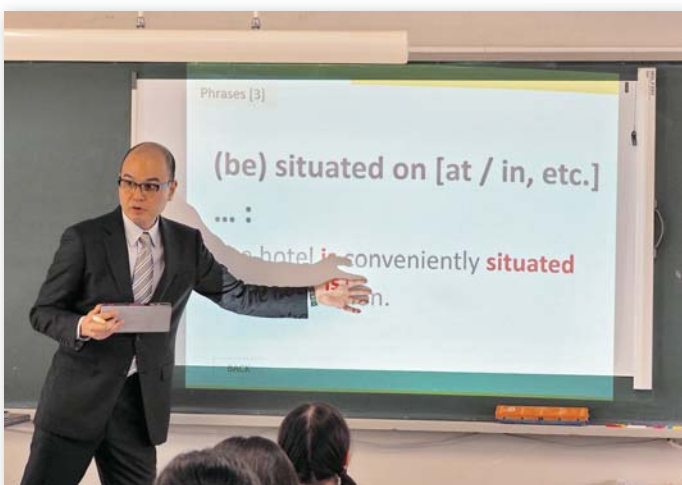
「MIYAGI Style（みやぎスタイル）」では、教員がタブレットパソコン、プロジェクターなどのICT機器を活用し、ICTの活用が効果的なところで、従来の指導法と併用しながら授業を展開する。効果としては、教材を大きく掲示することや動画・音声などの活用により、学習に対する興味や関心を高め、理解を助けるなどの効果とともに、教科書などの長文を板書する時間が削減されるため、その時間を問題演習や言語活動、アクティブ・ラーニングなど、他の学習活動に活用できるといった効果も期待できるほか、本県の課題である「ICT環境の整備」や「教員のICT活用指導力の向上」も図れるなどのメリットがある。



算数チャレンジ大会



外国人との交流活動



教科指導におけるICT活用



目標2：夢や志の実現に向けて自ら学び，自ら考え行動し，社会を生き抜く人間を育む。

基本方向4 幼児教育の充実

方向性

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭、幼稚園、保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。

(1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進

重点的取組6

- 親子間の愛着形成の促進，基本的な生活習慣の確立及び豊かな体験活動による学びの促進を図り，人格形成の基礎となる人と関わる力，思考力，感性や学ぼうとする意欲など，様々な能力や態度を築く「学ぶ土台づくり」の推進に取り組みます。
- 学ぶ土台づくりの場として重要な役割を持つ家庭の教育力の向上に向けて，親としての「学び」と「育ち」を支援するため，保護者向け研修会やワークショップの開催などにより，家庭教育支援を行います。→ P.70 基本方向9 重点的取組13



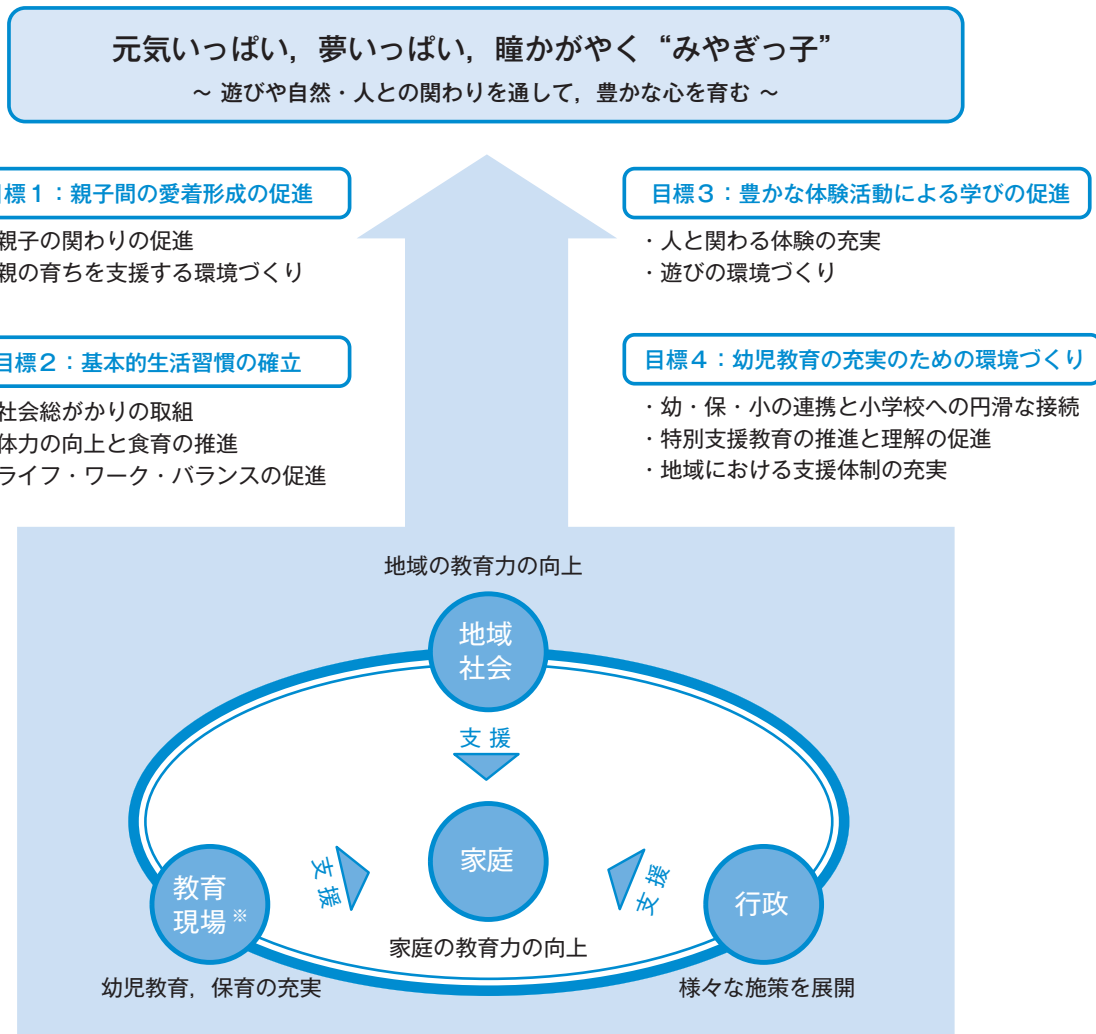
圏域別親の学び研修会



親になるための教育推進事業

〈「学ぶ土台づくり」の推進イメージ〉

目指す子供の姿



※幼稚園、保育所等

※ 第2期「学ぶ土台づくり」推進計画（平成27年3月策定）から抜粋

(2) 幼児教育の充実のための環境づくり

- 幼稚園、保育所及び認定こども園などと小学校との合同研修や相互交流、カリキュラム編成等を通し、幼・保・小の連携強化を図るとともに、発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を目指します。
- 幼児期の教育や保育の質を高めるため、社会の変化等に対応しながら将来の学習の基礎を作る幼児教育を担う幼稚園教員や保育士等の資質の向上を目指し、大学や関係機関と連携しながら研修の充実を図ります。
- 各地域において幼児教育の推進を中心的に担う人材を育成し、教育現場のニーズに合わせたアウトリーチ型の研修を推進します。

(3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり

- 保健福祉部門と教育部門との緊密な連携のもとで、幼児教育から義務教育、高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づくりを推進します。

〈基本方向4〉

目標指標	現況値	目標値	担当課室
平日、子供と触れ合う時間（食事と入浴を除く）について、1時間以上と答えた保護者の割合（％）	88.8% (H28年度)	90%以上 (H32年度)	教育企画室
小学校との連携内容で「就学前又は就学後のカリキュラム作成」と答えた幼稚園、保育所等の割合（％）	13.0% (H28年度)	55.0% (H32年度)	教育企画室 義務教育課
県及び県教育委員会が主催する幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会の参加者数（悉皆研修を除く）（人）	1,773人 (H27年度)	2,700人 (H32年度)	子育て支援課 教育企画室 教職員課 義務教育課



「学ぶ土台づくり」研修会



園児と小学生の交流

目標2：夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

方向性

- 障害の有無によらず、多様な個性を持つ全ての子供たちの心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を展開します。

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

重点的取組7

① 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり

- ライフステージに応じた必要な支援を行うため、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携のもと、専門的な教育相談・支援が受けられる体制を整備し、乳幼児期からの支援体制の充実を図ります。
- 日常生活における生活の質（QOL）の向上に向けた指導を充実し、個別の支援情報に関する資料の活用や、「個別の教育支援計画^{*25}」及び「個別の指導計画^{*26}」に基づいた一貫した指導や支援を行うことで、卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実を図ります。
- 社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労観や職業観を育む体制を充実させ、企業や労働及び福祉関係機関と連携しながら、将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実を図ります。

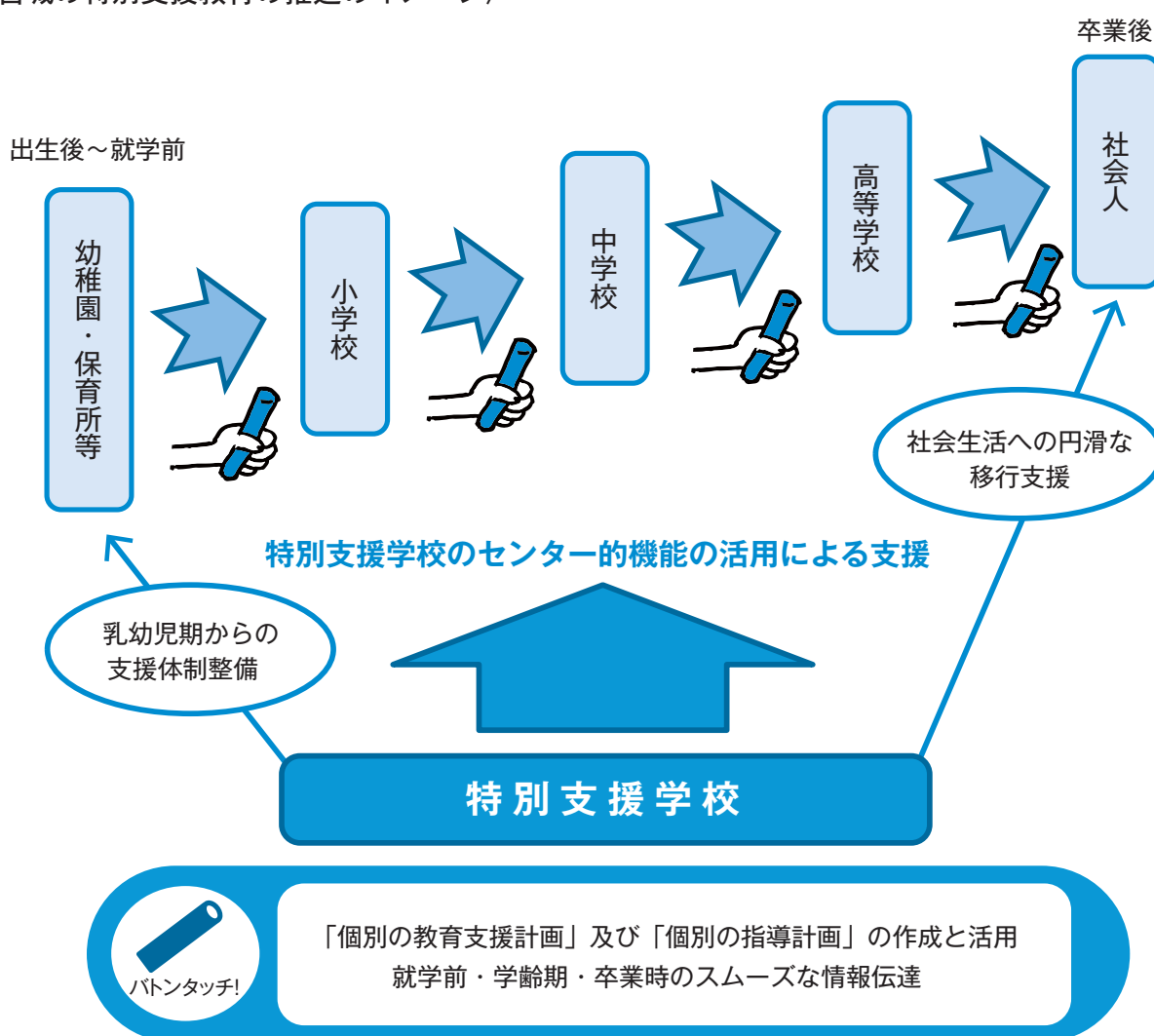
② 個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり

- 障害の特性に応じた指導の工夫を行うため、ICTの活用も含めた教材教具の充実を図るとともに、「個別の指導計画」を活用して、合理的配慮の提供を含めた個に応じた指導や支援の充実を図ります。また、校内体制の充実と強化を図り、教育環境の整備を行うなど多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現を図ります。
- 教員研修の充実により小学校、中学校及び高等学校の特別支援教育担当者の実践的指導力の向上を目指すとともに、指導の上で必要な前提となる情動的サポートを行います。また、特別支援学校のセンター的機能を更に強化し、学習の質を高めるため、教員の専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校の狭隘化^{きょうあい}に対する対策を推進し、学習の質や効果を高めるための環境整備を図ります。

③ 共生社会の実現に向けた地域づくり

- 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進や、インクルーシブ教育システムの理解と啓発を行い、共生社会の実現を目指した理解促進を図ります。
- 教育、福祉、労働と連携し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をいう。）に対する理解啓発を図ります。
- 市町村教育委員会における教育相談体制の充実に向けた支援を行います。

〈宮城の特別支援教育の推進のイメージ〉



(2) 多様な個性が生かされる教育の推進

- 多様な個性や能力のある子供たち一人一人の様々な教育的ニーズに丁寧に対応し、それぞれの長所や強みを生かしながら、子供の力を最大限に伸ばす教育を推進します。
- 性的マイノリティ^{※27}とされる児童生徒に対し、その心情等に十分配慮した対応を行うなど、一人一人の特性に応じた適切な配慮や支援を行うとともに、多様な個性を尊重し、互いに認め合う態度を育みます。

〈基本方向 5〉

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
小学校から中学校に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合（％） （個別の教育支援計画）	74.1% 63.6% (H28年度)	95.0% 92.0% (H32年度)	特別支援教育室
特別支援学級 通級指導教室			
（個別の指導計画）	77.7% 63.6% (H28年度)	95.0% 92.0% (H32年度)	
特別支援学校が主催する研修会への中学校、高等学校教員の受講者数（人）	361人 (H27年度)	470人 (H32年度)	特別支援教育室
特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合（％）	30.5% (H27年度)	36.0% (H32年度)	特別支援教育室

※ 25 「個別の教育支援計画」：

福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成するもの。

※ 26 「個別の指導計画」：

障害の状態等に応じた、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画。

※ 27 「性的マイノリティ」：

同性愛者や性同一性障害のある者など、性的少数者のこと。



特別支援学校と地域の小学校との交流



特別支援学校と地域の小学校との交流



社会参加を目指した教育